

平成 25 年度

## 圏域別公聴会の概要（松江圏域）

<開催日時等>

平成 25 年 7 月 30 日（火）13:30～17:00 県民会館 大会議室

健康福祉部

## 平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [松江圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	01松江	02_地域医療対策	03_がん対策	がん対策について	県は新たながん対策推進計画を策定したが、以下について、今年度具体的にどういふことを実施するのか示して欲しい。  ・禁煙について ・がん検診率の向上について ・HPV併用検診について ・子宮頸がんワクチンの対処について ・がん教育について  他に、風しんの対処も示されたい。	<p>禁煙、たばこ対策について、島根県たばこ対策指針に基づいて未成年者の喫煙防止、受動喫煙の防止、禁煙サポート、普及啓発の4本柱で取り組んでいる。未成年者の喫煙防止については世界禁煙デーの禁煙キャンペーン等による啓発、保健所等による出前講座の実施、学校での教育といったことを行っている。二つ目受動喫煙の防止については、煙のない飲食店登録事業の拡大、学校敷地内禁煙の拡大、事業所での受動喫煙防止対策の拡大、公共施設敷地内施設内禁煙の拡大を行っている。3本目禁煙サポートについては禁煙治療実施事業機関の情報提供の実施、禁煙手帳の作成と活用も行っている。4本目の普及啓発の取り組みについては、県として禁煙デー等の実施、マスコミ等を活用した情報提供、島根県たばこ対策指針の改訂等を予定している。また、圏域も含めて、健康長寿しまね推進会議の取り組みとして各団体の皆様にキャンペーンへの参加や職場内、敷地内の禁煙の取り組みの実施や学習会の開催というを行っている。</p> <p>がん検診の受診率向上については、がんに対する正しい知識とか、検診の重要性を皆様方に普及啓発することと、がん検診を受けやすい環境を作っていくことに取り組んでいる。具体にはがん啓発月間でのPRとか街頭キャンペーンを計画。もう一つ、いろいろ関係する団体の方と一緒にになってイベントを開催することにしていく。また、今回鳥取県とも協力して、民報3局により、検診を受診しましょうということを広報したところ。がん検診を受けやすい環境作りは、5つの市町で行われている子宮がん検診への補助とか、頸がん検診、マンモグラフィの検診機器の整備をすることによって受診率をあげたいと考えている。また、マンモグラフィ、頸がん検診ができる方の養成とか、乳がんの自己検診の指導者養成講習会等も行うこととしている。</p> <p>HPV併用検診については、細胞診と併せてすることになっており、希望者ということで実施しているが、今年度からすべての市町村で実施することになった。現在国の方でもがん検診のあり方に関する検討会でHPV併用検診も検証していくことになっており、こちらも注視する。</p> <p>がん教育については、今年度は子どもたちへの教育について、まず学校の管理者、教師、養護教諭等の関係者の理解が必要で、教育委員会と協力し、学校管理者等職員に対して、子どもたちへの教育の必要性について説明や取り組みの理解への準備を行っているところ。</p> <p>また、がん教育の教材については全国的になかなか充実していないことがあるが、教材としてすでに中学校では「がんちゃんの冒険」というDVDを活用していただくようお願いをしている。なお、がんの情報が少ないというご意見をいただいたが、今年度はがんのいろいろな情報をホームページだけではなく、冊子としてがんサポートブックを作成することとしている。</p> <p>子宮頸がん予防ワクチンの対処に関して、国が副反応について再度検討してワクチンとの因果関係を見極めるという作業を現在行っており、おそらく今年一杯くらいかかると思う。いずれにしても、接種するかしないか選択させるという状態は、知見のない保護者が判断しないといけないということでいい状況ではない。早く結論を出していただきたいところ。</p> <p>また、風しんに関しては、県としては年度当初からいろいろなところで風しんの予防について啓発しているところであるが、そうしているうちに風しんのワクチンが足りないということが言われ出した。そこで県は風しんの抗体検査を助成することとし、ワクチンメーカーも出荷の前倒し、定期接種者と妊娠の可能性のある女性等に優先して接種ということを続けている。今後も関係機関と協力していきたい。</p>	<p>【たばこ対策】 取組を継続しながら、今年度後半から次年度にかけて、「島根県たばこ対策指針」の改訂をする予定。改訂では、他計画との整合性をとりながら、目標値の設定、対策では特に受動喫煙防止対策・禁煙サポートの強化を図る。</p> <p>【がん受診率の向上】 ・9月のがん征圧月間に市町村と協力したイベントや街頭キャンペーンを実施 ・山陰中央新報の毎月初めにがん検診等の掲載紙面に関連情報を提供 ・乳がん検診の検診機器（マンモグラフィ）の整備（1検診機関、4病院） ・乳がん自己検診指導者養成講習会の開催（1/18松江、1/29浜田）</p> <p>【がん教育】 ・小学校、中学校、高等学校（私立）で、医師や保健所、がん体験者による、がん教育、出前講座を実施 ・各小学校、小児科医院などへまんがでよくわかるシリーズ「がんのひみつ」を配布</p> <p>【子宮頸がん予防ワクチンの対処】 平成25年12月25日及び平成26年2月26日に開催された国の専門家会議（厚生科学審議会ワクチン副反応検討部会）において、さらに詳しく副反応事例を検討する必要があるとして、積極的な勧奨再開の是非について引き続き検討されている。 県としても、引き続き、国の動向を注視していく。</p> <p>【風しん】 ・平成25年10月時点での県内全ての市町村で風しん任意予防接種を助成を実施 ・県は、平成25年12月27日まで風しん抗体価検査を無料で実施した。 保健所検査数 1,094人 委託医療機関検査数 2,874人 計3,968人 ・国に対して、中国四国9県連名で、風しん予防接種に要する費用の助成及び先天性風しんの発生予防に関する普及啓発を要請した。 ・風しん抗体価検査については、国において、平成26年度に実施する抗体検査に必要な費用が予算措置され、県においても引き続き国の予算を活用しながら風しん抗体価検査を実施する。</p>	健康推進課 薬事衛生課	がん情報サロン	7月30日
2	01松江	08_その他（共通）	03_その他	市町村との連携について	県と市がうまく連携していないように思うが、情報提供と協力体制はどうか。例えば、松江市立病院のがんセンター構想について、県は把握しているか。	県と市との連携について、県では新しい事業の実施や制度改革をするときは必ず市町村、関係機関等と協議を行うようにしている。実施主体が市町村である場合はその状況を把握し、実施にあたっての課題の整理等連携をとりながら情報の共有化を努めているところ。ご意見にあった松江市のがんセンターは、現在基本構想の叩き台を検討しておられるということで、ハード、ソフトを含めてそこで検討されていると考えている。県としては、がんの治療水準が向上するということはいいことだと考えており、協力できることがあれば県としても検討していきたいと思う。また、がんセンターに限らず、市町村との連携は必要だと思っており、引き続き連携に努めていきたい。	がんセンターについては、松江市立病院が建設に向けて、基本設計などをH26年度から取りかかる予定。	健康福祉総務課 健康推進課	がん情報サロン	7月30日

## 平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [松江圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
3	01松江	02_地域医療対策	01_医療提供体制	救急医療について	救急医療についていろいろ問題が起きているが、救急外来の実態と改善策について示されたい。	<p>救急外来の実態と改善策について、まず全県的な状況は、救急搬送の人数は平成24年度県全体で2万6236人が救急車で救急病院に搬送されている。去年より10%程度増えている。この他に、自身で救急外来へ行かれる方はかなりおられ、それぞれの病院の状況と全体を把握したものはない。ただ、松江の救急医療について、各病院へご自分で行かれる数がかなりあることが分かっており、松江日赤では救急車による搬送が3200人弱、ご自分で来られた方1万5000人余り。トータルで1万8300人程度。松江市立病院では、救急車による搬送が2000人弱、ご自分で来られた方2万人弱。トータルで2万2000人弱ということになる。松江生協病院では、救急車による搬送が1200人余り、ご自分で来られる方が8500人余りで1万人を少し切るくらい。内容を聞くと、8割は入院治療が必要ない軽症患者さんで、本来はかかりつけのお医者さんのところで済むような方が結構いらっしゃるということで、入院治療が必要とか、高度な医療が必要な方ばかりではないということであった。</p> <p>救急医療については、かかりつけのお医者さんに診てもらう初期救急と、入院治療を必要とするような2次救急医療、さらに高度な脳卒中とか心筋梗塞とかいった診療科にかかる高度な救急医療の3次救急医療という区分をしている。初期救急については地域の自治体を中心として医師会の方と協力して体制を整備していただいている。2次救急については、松江、出雲、雲南、大田、浜田、益田、隠岐この7つの圏域を2次医療圏としていて、この圏域ごとに2次医療が完結するようななかたちで体制を整備している。3次医療になるとさらに高度な医療が必要となるので、松江、出雲、浜田に救命救急センターが整備されている。</p> <p>県としては、全体的な医師確保、なかなか救急のドクターをすぐ配置はできないが、医師を県内に定着していくような医師確保対策をしている。それからドクターヘリを導入し、中山間地域では救急車では病院まで時間がかかるということで、県立中央病院を基地病院としてドクターヘリが目中運航をしている。中国5県で、基地病院から近いところのヘリが飛びましょうということで、例えば島根県の場合浜田以西、県中から1時間近くかかるというところは広島大学病院から20分くらいで飛ぶということで今年の5月からそういう運航が始まった。山口県のドクターヘリも益田の方に近いということで要請に基づいてそういう体制がとられるようになり、実績もあがって、救命率の向上に寄与している。</p> <p>もう一つ、住民の方の適切な自主行動ということでまずは近くのかかりつけ医に相談するということが一番近道だという啓発・PRをしながら、1次、2次、3次の病院の役割分担のもと救急医療が確保できるよう図っているところ。</p>	<p>地域の救急医療体制の確保の観点から、10月にはテレビコマーシャルも活用した普及啓発を実施している。</p> <p>また、地域毎の救急医療体制の整備にあたって、保健所を中心に関係者間の情報共有と対応検討も行ってきている。松江市においても、平成25年12月には休日診療室を開設し、一次救急の体制充実が図られた。</p>	医療政策課	がん情報サロン	7月30日
4	01松江	03_地域保健対策	03_肝炎施策	肝炎対策について	ウイルス性肝炎は戦後国内最大の国民病と言われている。日本の肝炎患者の大半は、B型C型ウイルスによるもので、患者総数は350万に及ぶ。B型は予防接種によって、C型は血液製剤が感染源と言われている。今年1月の県の発表によると、B型C型ウイルス検査を受けていない40歳~74歳のうち陽性者は7018人と推定されている。あまりの多さに衝撃を受けた。県では、無料でウイルス検査を受けることのできる委託医療機関を24ヶ所から167ヶ所と大幅に増やし、県下全ての保健所で無料で検査を受けることができるようになった。1日でも早く一人でも多く検査をうけ、早期に発見し治療する、要精密検診者を医療機関につなげ、命が救われるよう取り組みを強める必要がある。また、肝炎の原因は、注射器の回し打ち、血液製剤によるもので、肝炎にかかり仕事を辞め、苦しい生活に追いこまれる患者のために、行政は国へ医療費助成と生活支援を国に求めていかなくてはならない。また、検査は一生に一度ではなく、なるべく早い段階で受ける必要があり、県においては、是非一生に一度という考えを改めてもらいたい。	<p>肝炎対策については、県肝臓友の会の会長もメンバーに入っていたいただき、島根県肝炎対策協議会で具体的な施策を検討している。その中で、昨年医療機関を増やして、身近なところで受けて、なるべく早く全員が肝炎検査を受けるべきだということで委託医療機関を167に増やした。また、今年に入り1ヶ所増え、現在168の医療機関で無料検査が受けられるようになっている。4月5月6月と昨年よりは検査を受けられる方は3割増しで増えている。さらに先月から新聞やテレビ等でコマーシャルを行つており、今後も検査を受けられる方が増えると考えている。広報についても、患者団体さんと意見を交わしながら、広報内容について協議させていただいたところ。もう一つ、検査をするだけではなく、陽性の方を治療に結びつけることが必要で、肝炎対策協議会の中で検討し、支援手帳を作成して、患者さんが確実に専門的な治療に結びついていくような仕組みを作っていただいたところである。今後も具体的な施策につきましては患者団体さんにも入っていただいて、協議会でいろいろと検討しながら進めていきたいと考えている。</p>	<p>県の肝炎ウイルス無料検査数は、昨年度同時期に比べ2倍以上に增加了。 H24年度：334人(11月) ↓ H25年度：717人(11月)</p> <p>陽性となった方が確実に肝炎専門医療機関を受診する仕組みを引き続き検討していく。</p>	薬事衛生課	松江肝臓友の会	7月30日

## 平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [松江圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
5	01松江	04_高齢者施策	03_認知症施策	認知症の会のPRについて	認知症の人と家族の会は、本部は京都市にあり発足して33年となる。この会は、認知症への理解、啓発、介護家族の悩み相談など取り組んでいる。9月の世界アルツハイマーデーでは、市や県からも職員が啓発のためのリーフレット配布に参加くださるようになった。また、介護家族の集いを年5回開催したり、会報も年5回定期発行している。是非にこの会をたくさん的人に知ってもらい、認知症の啓発や介護に悩んでいる方に適切な対応で病気の進行が防げることを伝えるなど取り組んでいきたい。また、県の委託を受け、コールセンターにも取り組んでいるが、このコールセンターもまだ存在を知られていないので、PRに努めていただきたい。	県の認知症施策の展開では、認知症の人と家族の会島根支部からご意見をいただいたりご協力をいただいているところで、引き続きよろしくお願ひしたい。ご意見のコールセンターのPR、家族の会のPRということで、昨年度は、県広報紙にて認知症対策と併せてPRさせていただいた。また県内で行っている講演会などでも情報提供をしたり、認知症の研修会でも情報を伝えるよう努めている。今年度についても県の広報媒体を活用したり、市町村の窓口の方でも案内をしたり、継続して取り組んでいきたいと思うので、今後とも認知症対策にご協力を願いできればと思う。	今年度、新たに行った取組みは次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"><li>「若年性認知症研修会・意見交換会」を家族の会と協働実施（事業委託）し、入会案内の機会を設けるなどPRを図った。</li><li>県政情報テレビ番組「しまね情報Cube」(H25.9.9放映)、「考える県政」(H26.2.8掲載)で、コールセンターや家族の会のPRを行った。</li><li>3月の在宅サービス事業所の集團指導において、コールセンター等のPRを行う。</li></ul>	高齢者福祉課	認知症の人と家族の会島根県支部松江地区会	7月30日
6	01松江	06_障がい施策	02_精神保健	精神障がい者への交通費助成について	松江市では精神障がい者の交通費が半額と聞いているが、市町村によって対応が違うのだろうが、安来市はそのような制度はないように思う。	障がい者の方については、身体、知的、精神共に手帳制度がある。その手帳を所持しておられることによって、交通費の助成、割引を受けたり、NHKの受診料の減免、税の減免などの助成が受けられる。精神障がいの方については、入院とか通院で治療しておられる数でいうと、だいたい2万5000人くらいであるが、そのうち手帳をもっておられる方が4千5～600人くらいという状況。必要な助成を受けられるためにはまずは精神障がい者保健福祉手帳を取得していただくことが大事。  そう申しても、それぞれの手帳ごとに割引の制度が異なり、JRとか飛行機については精神障がい者の割引はないという現状で、全国一律の交通機関であるので国で検討される必要があり、国にお願いをしていきたいと思っている。  県内にも様々に交通事業者があるわけだが、島根県旅客自動車協会に対して、精神障がい者の皆様のご要望を受け、県としても制度を設けていただけないと働きかけをしてきている。昨年は一畑バス、市営バス、石見交通のバス事業者のご協力を得て、精神障がい者のバスの割引が実現した。安来市と松江市の取り扱いについては、安来市は市で運行している広域バスの運賃の割引制度が設けられており、松江市ではタクシーの利用について助成制度が設けられている。それぞれの市町村で制度の違いがあるということは確かで、こうしたことについては、市町村での交通機関の運行状況や地理的な状況が異なるので、基本的にはそれぞれの市町村で地域の実情に合わせた障がいの方に対する支援、助成を行っていただくのが一義的なことだと考えている。  また、交通費以外に、医療費の助成についても以前から伺っており、福祉医療制度のところで精神障がいの方を対象にできないかという方向で市町村で検討をしているところである。	障がい者の方への交通費助成については、市町村ごとに交通機関の運行状況や地理的状況が異なるので、基本的には市町村で地域の実情に合わせた支援、助成が行われることが望ましいと考えている。  県としては、福祉医療助成制度の見直しをし、平成26年10月1日から制度対象に重度の精神障がいの方を加えることとし、医療費の負担を減らす形での支援を行っていく。	障がい福祉課	やすぎ地域家族会	7月30日
7	01松江	06_障がい施策	03_障がい児者支援	療育手帳について	昨年もこの公聴会で意見をしたが、再度認識面でお願いしたい。 知的障害のある子どもに療育手帳が交付されているが、子どもが小さい時に療育するためのものと認識していたが、子どもが成人しても療育という言葉が使われている。この手帳は、殆ど交通費などサービスを受けるための手帳であり、他県ではみどりの手帳と名称を変えている。殆ど成人が利用しているにも関わらず、島根では療育手帳という名称がそのままである。使う側の意見を聞いて、県単位で変えることができると聞いている。また、手帳の中には、写真を貼る、身分を明かす、保護者の記録とか受けた治療の記録といった個人情報が記載されており、それを常に持ち歩くようになっている。保護者の記録など止めて、サービスを受けるため本人の証明をするだけの簡素化したものにしていただきたい。	ご意見のとおり、療育手帳は法律で定められたものではなく、国の通知に基づいて各都道府県が判断をして交付しているもの。当然、サービスを受けるためのものもあるが、一方で知的障がいの方に対して一貫した相談を行うこと含めて、助成、援助、措置を受けやすくするということもある。そうした中で現在手帳については顔写真とか名前、それから障がいの程度を記載する部分と相談の記録を記載する部分がある。相談の記録を書く部分については、去年もお話をしたが、相談支援する部分がある。相談の記録を書く部分については、去年もお話をしたが、相談支援ファイルという取り組みが各市町村で始まっており、こここの部分と重複するところもあるので、相談支援ファイルを使っておられる方については、相談支援記録の部分は使用されなくて良いと去年も申し上げた。そのあたりは臨機応変にご本人なり親御さんなり、必要ないということであれば相談支援ファイルをもって代えていただけれどと思う。手帳の名称について、これについては必要であれば対応していきたいと思うが、このご意見をいただいているのは松江の育成会さんだけであり、県全体の育成会の場でも議論を深めていただきたいと思っている。	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	松江市手つなぐ育成会	7月30日
8	01松江	06_障がい施策	03_障がい児者支援	ペアレントメンター等について	ペアレントトレーニング・ペアレントメンターという言葉は最近よく使われている。これは、障がいのある子の先輩の親が、いろいろ勉強して、障がいを告知された親に教えてあげる、正しい情報を伝えてあげるものであるが、そのため先輩の親御さんが正しい情報を得るために講座を島根県で取り組んでいただいたことは画期のことだと思っている。この講座を受けた方が県内でどのように活躍されているか、ペアレントトレーニングの昨年度の取り組みを教えていただきたい。	ペアレントメンター・ペアレントトレーニングの活動は、平成23年度から発達障害者支援体制整備事業の一環として県でも取り組んできている。メンターについては現在県内で10名の登録をいただいている状況。昨年度は地域の方の連絡会とフォローアップ研修をそれぞれ1回ずつ開催した。今年度は、メンター養成講座を設ける予定にしている。せっかく養成したのに活用が不十分というご意見もいただき、そういう反省を踏まえ、今年度はペアレントメンターコーディネーターという方を1名配置する予定にしており、コーディネーターを通じて、市町村、相談支援事業所からの情報を、メンターの方と当事者の方とへ仲介していただく仕組みを設けたいと思っている。	平成25年度1名配置した	障がい福祉課	松江市手つなぐ育成会	7月30日

## 平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [松江圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
9	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	サービス事業所について	障がい児のサービス事業所が増えているが、障がい児の将来を見据えたサービスを提供しているか。ただ預かっている、お金儲けに走られている事業所が多い。親は一生懸命考えて勉強会も行っている。事業所の方、それに携わる県の方、障がい児の将来を真剣に考え、支える事業所になるよう、県の方で再度チェックを願う。また、チェックの仕組みとして親の会を活用することもあるのではないか。	<p>福祉サービス事業所等のチェックの仕組みについて、障がい児に対する通所支援サービスは、去年から児童福祉法に法律が変わり、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援という事業が始まっている。23年度末に島根県内においてそういったサービスを提供する事業所は19であったが、今年の6月現在では33事業所に増えている。各事業所においてはそれぞれサービスレベルの向上に努力されていると思うが、中にはまだ未熟と言わざるを得ないところも見受けられる。各事業所の透明性とか適正化を保つためには運営規定などの重要事項について、契約の際に事業所と保護者の方で十分に話し合いをしていただくことが必要だと思うし、その後についても利用者の方が苦情等の窓口を事業所に設置してもらうことが必要だと思っているので、そうしたことについてはそれぞれの事業所への指導監査とか実地指導を通じて定期的に指導していきたいと考えている。</p> <p>また、事業所のチェックに関して親の会さんの方から協力するという積極的なご提案をいただいたが、指導監査や実地指導ということになると、個人情報の問題、最終的には行政処分の可能性までてくるので、こういったことは行政サイドで責任をもって行う必要があると思う。事業所の不正とか不適切な待遇にお気づきの場合はその都度市町村の担当までお寄せいただきたい。そのうえで法に基づいた適正な対応を行っていきたいと考える。</p>	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	松江市手つなぐ育成会	7月30日
10	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労支援について	とりわけ高校卒業後の若年層の障がい者の就労支援に、障がい者の立場に立って、県独自に「できること」を掘り起こし尽力いただきたい。具体には、就労者が、どれだけの期間の訓練（サービス）を受けてきたか就労支援の実態を把握し、可能な限り公表を願う。また、就労を支援している就労支援事業所の就労実績を公表いただきたい。障がい者とその保護者にとって、進路選択は大きな悩みである。制度的には、選択肢も増え、途中で方向も変えることが容易となったが、そのためには「正しい情報」と「豊富な情報」が必要である。しかし、現状では、どんな障がいの人が、どのような訓練（期間も含め）経て、どんな仕事に就いたのか知る手段がない。結果的に、先行きの不安だけが増し、就労や自立に向かたチャレンジにブレーキがかかる構造ができている。障がい者の就労と自立を積極的に進めようという気持ちがあれば、行政だからこそ「できること」はたくさんあるはずだ。	就労支援については、施設から一般就労への支援を障がい者施策の中で進めている。支援を通じ、対象者の年齢、性別、出身地、どここの施設からどこの支援機関を経てどういった業種のところへ就職されたのかといった情報を、県は掴んでいる。近年、一般就労される方は毎年100人程度おらるが、そういった方々の情報収集、情報提供については、利用される方が安心して事業所を利用するとという面で必要だと考えているので、どういう情報が必要でどういう方法で提供するかということについて、今後いろいろ意見を聞かせていただき、検討させていただきたく。	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	松江市手つなぐ育成会	7月30日
11	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者の雇用について	県のステップアップ雇用は、その段階の役割は終えたのではないか。常勤雇用に向け次のステップに踏み出していただきたいと昨年も意見をだした。また、県の外郭団体で障がい者を有期契約で雇用しているところが多いが、早急に実態を把握し対策をとられたいと、昨年度要望したが、障がい者を3年で雇い止めしないよう制度改革をおねがいしたい。	県庁の方で行っているステップ雇用についてのご意見をいただいた。ステップ雇用の役割は終えたのではないか、経過を把握したうえで見直すべきものは見直していくべきではないかというご意見で、私共も謙虚に受け止めさせていただきたいと考えている。私共の方でステップ雇用のワークセンターから巣立つて一般就労をされた方が何人もおられるが、就職された職場の方から、非常に報告、連絡、相談といったことがきちんとできるという評価をいただいているところ。一人ひとりの就労支援はその対象者の特性、もちろん生い立ち、家庭環境などを把握したうえで支援方法などを考えており、支援については時期をみて私共の職員が家庭訪問をしたり、保護者面談をしたりといったことも行っている。それと職場の方では、職員に向き合い、服装とか、仕事の状況、雑談の中からいろいろな変化を見出しきめ細かい支援をして、就労支援にはなかばつセンターや職業センターなど専門的な支援機関のご協力もいただいているので、地域でお世話になる施設とも情報交換を行なながら支援が途切れることがないように配慮しながらステップアップにつなげばと考えている。それと最近はいろいろな社会支援があるが、社会支援につながっていらないという方もおり、まだまだニーズがあるのではと考えており、より多くの方を受け入れていくためにも3年という期限の有期雇用をすることが現状必要ではないかと思っているのでご理解、また、今後もアドバイスをお願いしたい。	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	松江市手つなぐ育成会	7月30日

## 平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [松江圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
12	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	グループホームについて	<p>障がい者の自立を進める取り組みとして、グループホームなど障がい者が必要な支援を受けながら地域で暮らすためのサービスがある。しかし、昨年、全国で相次いだ入居施設での火災・死亡事故を受け、県下でも障がい者グループホームなど入居施設に対する規制が強化されているようだ。もちろん、火災などから尊い命を守るために、防火壁の設置などハード面での基準の整備、徹底は必要である。しかし、そのことがグループホーム建設の足かせになり、結果として障がい者が普通に地域で暮らすことを阻害しては、本末転倒ではないかとも思う。この難題に県として積極的に取り組んでいただきたい。</p> <p>なお、現実の問題として、松江では消防署からの強い意見があり、既存の建物を利用、改修してのグループホームは作れなくなっている。ただ、他市では消防が強く言わなくて、既存の住宅を改造したグループホームが作れる状況にある。いろんな部署でアイデアを出し合って欲しい。我々も、障がい者はもちろん、まちづくりをしていく人、住宅建築を担っている人、不動産を斡旋している人たちと、この問題に取り組んでいきたいと考えているので協力をお願いする。</p>	<p>今年の2月に長崎県の認知症のグループホーム、新潟県の障がい者のグループホームで相次いで火災事故が発生し、グループホームの防火対策が近年注目されている状況。</p> <p>県でも、障がいの方方が地域で普通に暮らしていくことでグループホームの整備については積極的に取り組んできているが、安全対策は必要だが、規制が強くなると町中でグループホームの整備が進んでいかないのではないかというご意見だと受け止めている。</p> <p>私共もこの強化対策につきましては、消防法等に基づく安全基準はきちんと確保される必要があると考えている。障がい者のグループホームについては、275平米以上のものについてはスプリンクラーの設置義務があるが、275平米未満の小規模なグループホームについては、消防法上の設置義務はない。しかし、こうした痛ましい事故を受け、小規模のグループホームであっても設置者の方でスプリンクラーの整備をされる場合は国の補助金の対象となつたので、私共としては積極的に整備していただけるように働きかけていきたいと考えている。</p> <p>また、建築基準法上の用途でグループホームを一般の住宅として位置付けるのか、寄宿舎として位置付けるのかで防火基準の厳しさが異なることがある。現状については寄宿舎に位置付けると法律上の取り扱いになっているが、この寄宿舎に認定をされたことでそのグループホームが閉鎖に追い込まれるということは聞いていない。ただ今後新たに町に作る場合にはご懸念のような問題は起こり得ると考えている。この件に関しましては土木部の方で今検討しております、話を聞くと中四国関係の状況を踏まえながら検討しているということなので、私共としては安全確保と障がい者が町中で自立生活が送られるような両方の観点からバランスのとれた取り扱いになるよう関係機関と研究をしていきたい。</p> <p>また、地域で取り扱いが違うということを、今日初めて伺ったが、消防法、建築基準法、行政の分野を超えたところでいろいろ調整するところもあると思うので、関係機関、分野を超えたところの情報共有をしながら、方向性が見いだしていけるよう研究をしていきたい。</p>	公聴会時の回答に同じ	障がい福祉課	松江市手をつなぐ育成会	7月30日
13	01松江	06_障がい施策	06_バリアフリー	あいサポートセンター研修について	<p>島根県のあいサポートメッセンジャーとして研修会で講演をしている。研修に参加されている方々は、自分自身のことについて聞いておられない気がし、明日は我が身、自分自身が障がい者になるかもという気持ちで聞いておられない気がして残念と思うことが多い。右から左に聞き流しているのではと思うが、県として、市に対してどういう助言・指導をしているのか。</p> <p>また、児童虐待や障がい者虐待について、第三委員会の立ち上げを希望する。個人アドバイザーとして自分もその中の一人として手伝わせていただきたいと思う。行政ともタイアップして啓発活動に取り組んでいただきたい。それから、施設内の苦情問題についても、どのように考えておられるかお聞かせいただきたい。</p>	<p>あいサポート運動、一昨年4月から取り組みを始め、今年5月末現在で1万746名のあいサポートを登録している状況。県民運動として県と県社会福祉協議会、市町村の社会福祉協議会で一緒になって取り組んでいる。市町村でもこれに呼応してチラシづくりに取り組んでいたいいるところもあると思う。特にこれまで県が市町村に対して何か指導とか助言をするといったことはしていないが、心のバリアフリーの問題というのは、障がい者施策はあるなかで、最も重要なことだと考えており、今後ともこの運動の気運を盛り上げていきたいと考えている。障害者総合支援法に基づいた事業市町村の地域生活支援事業という事業があり、この中で障がい者理解の普及啓発の取り組みができるということになった。それを活用して市町村でも障がい者理解を深めていただくように今後お願いをしたいと考えている。</p> <p>2点目の、児童虐待や障がい者虐待について第三者委員会の立ち上げについて、障害者虐待防止法が昨年の10月1日から施行されている。養護者による虐待、施設従事者、企業の使用者と大きく3つの類型があるが、虐待の通報の窓口を障害者虐待防止センターにということで全市町村に設置し、使用者による虐待の通報の窓口を市町村と県両方に設置したところ。養護者による虐待の場合は市町村で一義的に対応していただいて、福祉施設の従事者については指導権限をもっている県が対応する、使用者の虐待については指導権限をもっている労働局に報告をし、対応を求めるという仕組みになっている。こういう指導窓口の設置については新聞等で広報している。そうした窓口の設置と、県では窓口が適切に利用されるように市町村や福祉関係者等に対して障がい者虐待防止・権利擁護研修を行っており、難しい判断、専門的な判断を要する虐待事例もあるので、障がい者虐待専門職チーム派遣事業で対応できる体制をつくる状況。第三者委員会の関係は、現在虐待防止法の枠組みの中に第三者委員会はないが、他県でもいろいろな取り組みをしておられるようなので、そういうことも調査しながら本日いただいたご意見を参考にして体制の充実を図っていきたい。</p> <p>もう一点、施設内での苦情に関して、施設、事業所の運営上、苦情については一義的には施設や事業所で適切に対応していただくことにしていている。苦情処理体制の一つとして各施設の中に第三者委員を設けていただくよう働きかけている。県に直接要請のあった苦情については施設への事情聴取とか、定期監査で現地確認をし、緊急的なものについては立ち入り調査を行い適宜指導を行っている。またケースによっては改善勧告を求めるとか、改善命令、指定取り消しといった行政処分を行うこともある。施設の方でも第三者委員を設けていただいて、外部の助言を取り入れながらより効果的な施設運営をしていただく。そのことで虐待を未然防止するということが重要だと考えている。本日のご意見を参考にしながら、引き続き施設指導を通じて設置を働きかけていく。</p>	公聴会時の回答に同じ	障がい福祉課	障がい児者福祉支援サポートの会	7月30日

## 平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [松江圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
14	01松江	05_児童・家庭施策	05_いじめ対策	いじめ問題について	<p>チャイルドラインしまねに入ってくる電話で、いじめに関する電話が多くなってきている。昨年度、いじめに気づいたときに早く助けることができる体制づくりとしてリーフレット作成や信頼できる大人との場づくりの意見を出し、リーフレットは作るとお答えいただいていたのに、先日、作成はやめたとの回答をもらった。子どもの人権に関する研修でのように補うのかお聞かせいただきたい。島根県はいじめについての取り組みが自分たちに分からない、地域の大人に伝えているか知りたい。それから、いじめが起きたとき、どうして発生したのか、どうしたら起きなくてすむのか大人も含めて体制づくりをお願いしたい。仕返しが怖くて先生に言えないという電話がある。第三者から子どもの本音を聞き出して欲しい。世田谷区は子どもの人権を守ることに先進的で、研修を受けた子どもがスクール・バディとして、相談を受けたり、孤立した子に声掛けをしたり、全生徒が情報を共有して問題解決にあたっている。世田谷区のすべての中学校で行われている。こういう取り組みをしていただきたい。もう一つは、この7月1日から世田谷区子どもの人権擁護機関というのが動き出している。ここは年末年始、日曜以外は開いており、サポートの方、相談調査員がおられ、子どもの相談を調査し、他の機関と連携して、子どもにいじめの仕返しが来ないよう見守る。ここまで踏み込んでもらいたいが、島根の現状はどうか、どのような取り組みの準備をしているか。全国ではいじめに取り組んでいるところがたくさんあるのに、どうして島根は取り組まないのか不思議。いじめを受けている子は集団のなかで弱い子である。弱い子を救って。中にいる弱い子の声に耳を傾ける制度を作って欲しい。</p>	<p>青少年家庭課で考えているいじめ対策は、直接的にいじめに特化して対応していない。子どもたち全体がすこやかに育っていく、あるいは問題があった場合に相談などで解決をしていくという中にいじめの問題もあるということで、少し視点がずれるが、ご理解いただきたい。</p> <p>まず去年からの話として、どうなったかということだが、一般的な子どもさんの居場所、世代間や異年齢との交流を通じて子どもたちが幅広く体験を積んでいくということにも必要ということで回答させていただいた。併せて、悩みを抱えている子とか、なかなか社会的自立ができない子どもさん、若者への支援という事業にも取り組んでいる。原因はどうかということではなく、悩んでいる人への支援、特に今年の場合は市町村と連携をするような活動の支援をしている。</p> <p>リーフレットについて昨年の回答は教育委員会と相談をしてと話した。教育委員会と相談をしたが、今年は子どもの権利条約について啓発資料をつくっていくということで、中高生向け平成16年、小学校向けは17年につくられたものようだが、その復刻版をつくって学校で活用してもらうということだったので、今年に関してはリーフレットをつくる予定はないお答えさせていただいた。</p> <p>ご意見の中で子どもたちを取り巻く大人たちの中にどれだけいじめが認知をされ、子どもたちの支援に通じているのかということについては、子どもたちを健全に育成するための様々な団体が参加をしている青少年育成島根県民会議があるが、この中で、いじめについて取り上げたことがなかったので、これから研修、意見交換の中にいじめ対策、理解を深めることをやっていきたいと考えている。</p> <p>相談窓口については、子ども、若者の相談支援窓口等を記載したリーフレットを今年は大幅に増刷し、小中高全員の生徒に行き渡るよう配布する予定にしている。子どもさんの声を直接反映して問題解決していくという仕組みをつくるということだが、具体的にそういう仕組みをつくる考えはないが、子どもさんの声を聞く場としては中学校の皆さん少年の主張島根県大会の中でいろいろな中学校の方に意見を発表してもらっている。その中にいじめに関する主張もたくさんある。「知事と語ろう！高校生フォーラム」の中でも高校生の中から率直な意見をいただいており、これらを通じて子どもたちの思いや考え方を大人の人にも伝える場になっているのではないかと考えている。</p> <p>青少年家庭課も子ども電話ダイヤルをお願いしており、意見交換する中でどういうことができるのか含めて検討していきたい。ただ、世田谷区のようなことができるかについてはまだ相当な努力がいるだろうと思っている。教育委員会の方も第三者機関をつくったらどうかとかいろいろ考えておられるようだが、この6月からは第三者が入るような制度もつくっている。そういうことも含めて意見交換をする中で今後のことを考えさせていただきたいと思うのでご理解とご協力をお願いする。</p>	<p>【県民会議関係】</p> <p>9月に開催した「少年の主張島根県大会」では、浜田市内の中学生約1,000名が17名の市郡代表生徒の主張に耳を傾け、同じ中学生の真摯な生き方を通して、いじめの防止や人権の大切さを考えた。</p> <p>2月には「知事と語ろう！高校生フォーラム」を開催し、松江市内の高校生390名の参加により、知事を囲んでのパネルディスカッションや高校生の発表を行った。</p>	青少年家庭課	NPO法人チャイルドラインしまね	7月30日
15	01松江	05_児童・家庭施策	06_その他	子どもの電話に関する団体間の意見交換について	<p>たくさんの子ども系の電話があるが、以前は県で音頭をとつて、これらの団体の役員との合同研修、意見交換があり大変参考となった。自分たちだけでは全部が対応できず、他のところにつなげることがあった場合、他の電話相談の情報があると紹介しやすい。子どもの問題に携わる人たちともっと問題点を出し合って、何が必要か、自分たちは人権をこう考えるとか、そして、考えが同じであれば、一緒になって、県や市などへ働きかけることできる。</p> <p>それから、子どもの権利条約に、みんな生きていく権利があるということ、大人は子どもが育つのに最善を尽くす義務があるとある。教育委員会だから、青少年家庭課だからではなく、県は何ができるのか、みんなで考えていただよいと思う。</p>	<p>上記のご意見への回答とも関連し、いじめの問題を青少年家庭課でのツールの中でも具体的に考えたら、県民サイトの中で情報の共有をしたいというところまでは進めたいと思っているし、先ほどお話をのように現場のお話を聞かせていただきたいと思っています。その点はどうかよろしくお願ひする。それから、いろいろな意見交換の場だが、計画はしたいと思うが、それぞれの会があるのでご意見を聞いて考えさせていただきたい。</p>	<p>関係する相談機関・団体に呼びかけ、12月18日に意見交換会を開催した。</p>	青少年家庭課	NPO法人ほっと・すべーす21	7月30日